

## 沖縄県浄化槽取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び沖縄県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和62年沖縄県条例第14号。以下「条例」という。）に定めるほか、浄化槽の設置及び関係者の責務等に関し必要な事項を定めることにより、公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、用語の意義は、法、建築基準法及び条例に定めるところによる。

### (設置等の届出)

第3条 浄化槽を設置し、又は変更しようとする場合の届出等は、それぞれ次によるものとする。

#### (1) 法に基づく場合

- ア 法第5条第1項の規定に基づく浄化槽の設置届出及び変更の届出は、浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令（昭和60年9月27日厚生省・建設省令第1号）で定める様式によるものとする。
- イ 浄化槽設置（変更）届出書は、浄化槽の設置場所を管轄する保健所長に3部提出するものとする。この場合において、保健所長は受理後、浄化槽設置（変更）届出書に受理印を押印し、その1部を設置者に返却するとともに、1部を当該設置場所を管轄する特定行政庁（建築主事を置く市町村にあっては、当該市町村長。以下同じ。）に遅滞なく送付するものとする。

#### (2) 建築基準法に基づく場合

- ア 建築基準法第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請、同法第6条の2第1項（第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請又は、同法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく計画通知をする場合は、建築確認申請書又は計画通知書に浄化槽設置（変更）計画書（様式第1号）を3部添付するものとする。この場合において、建築主事又は指定確認検査機関は、建築基準法第93条第5項の規定に基づく保健所長への通知（様式第2号）にその1部を添付するものとする。
- イ 保健所長は、前号の規定により建築主事又は指定確認検査機関から通知のあった浄化槽設置（変更）計画について、その保守点検及び清掃その他生活環境の保全及び公衆衛生上の観点から改善の必要があると認める場合は、建築主事又は指定確認検査機関に遅滞なく意見書を送付するものとする。
- ウ 建築基準法に基づき、建築確認を受けた後、建築工事完了までの期間中に浄化槽を設置又は変更しようとする者は、浄化槽設置（変更）計画書3部を建築主事又は指定確認検査機関に提出するものとする。この場合の事務取扱いは、前各号の規定を準用する。

#### (3) 添付書類

浄化槽設置（変更）届出書及び浄化槽設置（変更）計画書には、次の書類及び図面を添付するものとする。なお、浄化槽の構造図及び仕様書並びに処理工程に変更がある場合には変更後の処理工程図を添付するものとし、その他の変更の場合は、変更部分に係る書類及び図面のみの添付でよいものとする。

- ア 配置図
- イ 建築物各階平面図
- ウ 屋内外給排水配管図
- エ 浄化槽設計計算書
- オ 浄化槽構造図
- カ 浄化槽仕様書

- キ 净化槽処理工程図
- ク 処理対象人員算定書（必要に応じて）
- ケ 净化槽法第7条検査依頼書（指定検査機関に検査手数料を支払済であることを証したもの）
- コ 県が指定する講習会の受講済証又は、受講猶予届出書、受講免除届出書
- サ 净化槽等の維持管理に関する誓約書（様式第8号）
- シ その他必要と認められる書類

ただし、法第13条第1項又は第2項の規定に基づき型式の認定を受けた净化槽にあっては、認定書（净化槽法第16条による更新を受けたものはその認定の写し）、建築基準法第68条の10第1項の規定に基づく型式適合認定書及び別添仕様書及び図面の写しを添付することにより、エからキまでの書類等を省くことができる。

また、コの添付が困難な場合は保健所長と協議するものとする。

#### （净化槽設置届出等の取り下げ）

第4条 净化槽設置届出書を提出後に净化槽の設置を中止した者は、速やかに净化槽設置届出取り下げ書（様式第3号）を保健所長に3部提出するものとする。この場合において、保健所長は、受理後、1部を届出者に返却し、1部を当該設置場所を管轄する特定行政庁（建築主事を置く市町村にあっては、当該市町村長。以下同じ。）に遅滞なく送付（様式第4号）するものとする。

- 2 建築主事又は指定確認検査機関は、净化槽設置計画書を保健所に送付後、その設置計画に変更があり、当該净化槽の設置が中止された場合はその旨を保健所長に通知（様式第5号）するものとする。
- 3 保健所長は、净化槽設置届出取り下げ書を受理した場合及び前項の通知があった場合、净化槽設置台帳から当該届出を削除するものとする。

#### （設置基準）

第5条 净化槽を設置しようとする者は、次の基準を遵守するものとする。

- (1) 净化槽の処理対象人員算定については、「建築物の用途別による屎尿净化槽の処理対象人員算定基準（JIS A 3302-2000）」に準拠すること。
- (2) 净化槽は、原則として屋外に設置すること。
- (3) 净化槽は、生活環境の保全及び維持管理上支障のない場所に設置すること。

#### （建築の用途変更等）

第5条の2 建築物の増築及び用途変更等により、既設の净化槽の処理能力を超過する恐れがある場合は、新たな処理対象人員に応じた净化槽の設置又は改造を行うよう努めなければならない。

#### （放流先）

第5条の3 净化槽から放流する処理された水（以下、「放流水」という。）の放流先は、放流水が停滞することなく流れる構造とし、生活環境の保全及び公衆衛生上支障のない場所とする。ただし、適当な放流先がない場合で、別紙〈公共用水域以外への放流方法〉の「蒸発散方式」を行うときは、この限りではない。

- 2 放流水の地下浸透放流は、地下水の汚染につながり、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を生じるおそれがあることから、原則として禁止とする。ただし、地下浸透放流以外の放流方法が全くない場合で、別紙〈公共用水域以外への放流方法〉の「地下浸透放流」を行うときは、この限りではない。
- 3 前2項のただし書きにより放流水を放流する場合は、第3条第1項第3号に規定する添付書類に、次に掲げる書類も追加すること。
  - (1) 净化槽放流水地下浸透等確認票（様式第6号）
  - (2) 蒸発散施設又は地下浸透装置の設置位置図

- (3)蒸発散施設又は地下浸透装置の規模、構造及び浸透能力を示した資料
- (4)放流地点における土壤浸透能力を示す資料（地下浸透放流の場合のみ）
- (5)飲用井戸等確認報告書及び必要に応じ講じる措置を示した資料（様式第7号）
- (6)浄化槽法第11条検査依頼書

（維持管理の監視・指導）

第5条の4 保健所長は、放流水の地下浸透放流を行う浄化槽について、適切な維持管理が行われていることの把握及び指導に努めるものとする。

（浄化槽の構造）

第6条 浄化槽の構造は、次の各号に適合するようにしなければならない。

- (1) 浄化槽の構造は、「屎尿浄化槽及び合併処理浄化槽の構造方法を定める件（昭和55年建設省告示第1292号）」によるほか、「浄化槽の構造基準・同解説」（（財）日本建築センター発行）に準拠すること。
- (2) 工場生産浄化槽の基礎は、厚さ10cm以上の砂利敷きの上に厚さ10cm以上のコンクリートを打設したもの又はこれと同等以上の効力があること。
- (3) 工場生産浄化槽の上部は、外部の荷重に十分耐えられる構造で、原則として厚さ10cm以上のコンクリート造スラブで保護されたものであること。
- (4) 屋外に設置する浄化槽の上面スラブ上端は、原則として地盤面から3cm以上高くし、雨水等の流入防止策を講ぜられたものであること。
- (5) 浄化槽の上部に上屋を設ける場合は、維持管理上支障のない空間を確保し、衛生上支障のない換気設備及び照明設備を設けること。
- (6) 浄化槽の近くには、その維持管理に必要な給水設備を設けること。
- (7) 浄化槽の設置場所は、区画、柵、堀等を設け、危険防止の措置を講じること。ただし、マンホールのふたが容易に開放することができない構造であり、かつ危険を生じるおそれがない場合は、この限りではない。

（建築物の用途による制限）

第7条 建築物が飲食店、寮及び学校その他の集団給食施設等の油脂排出量が極めて多い用途に供される場合は、厨房排水の出口に油脂分離装置を設置すること。

2 粗大夾雑物が流出するおそれのある建築物の排出口には、荒目スクリーンと、スクリーンかす溜め槽を設けること。

（変更命令等）

第8条 浄化槽設置（変更）計画等の変更命令等の手続は、次によるものとする。

- (1) 保健所長は、法第5条第1項の浄化槽設置（変更）届出書を受理した場合、法第5条第2項の規定に基づき、その保守点検及び清掃その他生活環境の保全及び公衆衛生上の観点から改善の必要があると認めるときは、当該浄化槽設置者に対し浄化槽改善勧告（様式第9号）を行い、特定行政庁にその旨通知するものとする。
- (2) 特定行政庁は、法第5条第1項の浄化槽設置（変更）届出書を受理した場合、その構造について審査を行い、当該届出に係る浄化槽の設置又は変更の計画が浄化槽の構造に関する建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合しないと認めるときは、当該浄化槽設置者に対し浄化槽変更（廃止）命令（様式第10号）を行い、保健所長にその旨通知するものとする。

（使用開始の報告）

第9条 法第10条の2第1項の規定に基づく浄化槽使用開始の報告は、浄化槽使用開始報告書（様式第11号）によるものとし、保健所長に1部提出するものとする。

2 添付書類

浄化槽使用開始報告書には、次の書類を添付するものとする。

- (1) 技術管理者の資格を証する書面（技術管理者を置かなければならない場合のみ）
- (2) 県が指定する講習会の受講済証(第3条の届出等の際に県の指定する講習会の受講を猶予された者に限る)

（指定検査機関への通知）

第10条 保健所長は、法定検査依頼書を受理後、法第57条第1項の規定により指定した機関（以下「指定検査機関」という。）に、3月以内に通知するものとする。

2 保健所長は、浄化槽設置変更届出書、浄化槽変更計画書、浄化槽設置届出取り下げ書、浄化槽管理者変更報告書、浄化槽廃止届出書及び浄化槽休止届出書を受理後、指定検査機関に、3月以内に送付するものとする。

（立入検査等）

第11条 保健所長は、その職員に法に基づく立入検査を行わせた場合、必要に応じて改善事項を指示させ、さらに勧告を行う場合は様式第12号、施設の改善を命ずる場合は様式第13号を用いるものとする。

（保守点検の記録）

第12条 環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号。以下「規則」という。）第5条第2項の規定に基づく保守点検の記録は、浄化槽保守点検票（様式第14号、15号）を基準とする。

（清掃の記録）

第13条 規則第5条第2項の規定に基づく清掃の記録は、浄化槽清掃記録票（様式第16号）を基準とする。

（技術管理者の変更報告）

第14条 法第10条の2第2項の規定に基づく技術管理者の変更の報告は、浄化槽技術管理者変更報告書（様式第17号）によるものとし、保健所長に1部提出するものとする。

2 添付書類

浄化槽技術管理者変更報告書には、技術管理者の資格を証する書面の写しを添付するものとする。

（浄化槽管理者の変更報告）

第15条 法第10条の2第3項の規定に基づく浄化槽管理者の変更の報告は、浄化槽管理者変更報告書（様式第18号）によるものとし、保健所長に1部提出するものとする。

（浄化槽休止等の届出）

第16条 法第11条の2第1項の規定に基づく浄化槽の使用の休止の届出及び同条第2項の規定に基づく浄化槽の使用を再開したとき又は使用が再開されていることを知ったときの届出は、保健所長に1部提出するものとする。

2 法第11条の3の規定に基づく浄化槽の使用の廃止の届出は、保健所長に1部提出するものとする。

（浄化槽台帳の作成等）

第17条 保健所長は、次に掲げる事項を記載した浄化槽設置台帳を作成し、整理、保存の上、毎年4月末までに前年度分の当該台帳の写しを所轄市町村長あて送付するものとする。

また、各種届出等を受理した場合には、当該台帳に必要な事項を記載するものとする。

- (1) 設置者の氏名及び住所
- (2) 設置場所
- (3) 設置届出年月日

- (4) 净化槽を設置した建築物の用途
  - (5) 净化槽の種類
  - (6) 規模人員
  - (7) 处理方式
  - (8) 放流先
  - (9) 使用開始の年月日
  - (10) 净化槽管理者の氏名
  - (11) 技術管理者の氏名
  - (12) 保守点検業者の名称及び主たる事務所の所在地
  - (13) 净化槽工事業者の名称及び主たる事務所の所在地
  - (14) 休止年月日
  - (15) 休止期間
- 2 保健所長は、第 16 条第 2 項の規定による届出があった場合（同規定による届出が無く净化槽を廃止した事実が判明した場合を含む。）は、净化槽台帳につき、当該净化槽の廃止の登録を行うものとする。

（関係者の責務）

第 18 条 净化槽製造業者は、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 製造及び販売のルートを常に把握しておくこと。
- (2) 净化槽設置者に净化槽の使用方法、維持管理の必要性及び放流先について説明書等作成し、净化槽を販売する際添付すること。
- (3) 净化槽工事業者及び净化槽保守点検業者に、必要に応じてその工事方法又は保守点検方法について技術研修を行うこと。

2 净化槽工事業者及び特例净化槽工事業者は、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 净化槽工事を請け負った場合、当該净化槽に係る設置手続等について净化槽設置者に説明するとともに、その手続の委託を受けたときには、速やかに手続を行うこと。
- (2) 净化槽設置者に、净化槽の使用方法、維持管理の必要性及び放流先について説明すること。
- (3) 法第 7 条の規定による設置後等の水質検査について説明するとともに、その手続の委託を受けたときは、速やかに手続を行うこと。
- (4) 規則第 5 条第 1 項の規定に基づく最初の保守点検を行うときまでに、その保守点検を行う者に、当該净化槽の維持管理上必要な書類を送付すること。

3 净化槽保守点検業者は、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 净化槽管理者等に、規則第 1 条の規定に基づく準則について説明すること。
- (2) 法第 7 条の規定による設置後等の水質検査及び法第 11 条の規定に基づく定期検査について説明するとともに、その手続の委託を受けたときは、速やかに手続を行うこと。
- (3) 規則第 5 条第 1 項の規定に基づく最初の保守点検を行った場合、净化槽管理者に净化槽使用開始報告書の提出について説明するとともに、その手続の委託を受けたときは、速やかに手続を行うこと。
- (4) 保守点検の委託にあたっては、保健所と連携を密にし、設置届出等のない净化槽の発見に協力すること。
- (5) 净化槽清掃業者と連携をとること。

4 净化槽清掃業者は、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 净化槽管理者又は净化槽保守点検業者から净化槽の清掃について通知があったときは、速やかに清掃を実施すること。
- (2) 清掃の委託にあたっては、保健所と連携を密にし、設置届出のない净化槽の発見に協力すること。
- (3) 净化槽の保守点検業者と連携を密にすること。

5 净化槽設置者は、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 净化槽関係法令等に定める事項を認識し、必要な手続を遅滞なく行うこと。
- (2) 净化槽管理者を明確にし、維持管理体制を確立すること。

6 淨化槽管理者は、次の事項を遵守するものとする。

- (1) 淨化槽の保守点検又は清掃は、原則として浄化槽保守点検業者又は浄化槽清掃業者に委託すること。
- (2) 淨化槽の使用者に、規則第1条の規定に基づく準則について説明すること。
- (3) 法第7条の規定に基づく設置後の水質検査及び法第11条の規定に基づく定期検査を受検し、改善等が必要と認められたときには、速やかに所要の措置を講じること。
- (4) 放流水が地表面に湧き出る状況が認められた場合は速やかに必要な措置を行うこと。

#### 附 則

第1 この要綱は、平成元年7月1日から施行する。

第2 し尿浄化槽の設置等に関する指導要領（昭和51年10月20日制定）は、廃止する。

#### 附 則

第1 この要綱は、平成12年10月1日から施行する。

#### 附 則

第1 この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

#### 附 則

第1 この要綱は、平成21年7月31日から施行する。

#### 附 則

第1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

#### 附 則

第1 この要綱は、令和3年4月2日から施行する。

#### 附 則

第1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

#### 附 則

第1 この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

## 〈公共用海域以外への放流方法〉

### (蒸発散方式の場合)

- 1 蒸発散施設を設置するための十分な敷地を有すること。
- 2 净化槽の2次処理後の排水を対象とすること。
- 3 隣地から3m以上離れていること。
- 4 構造は次によるものとする。
  - (1)蒸発散槽は、鉄筋コンクリート又はこれと同等以上の耐水材料で造り、かつ、土圧及び水圧等の荷重に対し安全な構造であること。
  - (2)側盤は、地盤面（G L）から原則として10cm以上立ち上げること。
  - (3)蒸発散槽の表面積（垂直投影面積）は、日平均水量20ℓ当たり1m<sup>2</sup>以上の必要な面積とすること。
  - (4)蒸発散槽の内部構造は、表面積1m<sup>2</sup>当たり20ℓの蒸発散量を確保できる構造とすること。
  - (5)蒸発散槽から溢流を防止するため蒸発散と連結した貯留槽を設けること。
  - (6)雨水が浸入しないように、蒸発表面を盛土し、中心から周囲に勾配を設けた構造とし、中心部の盛土厚は、地盤面（G L）から10cm以上とすること。

### (地下浸透放流の場合)

- 1 処理対象人員が501人槽以上の浄化槽の場合にあっては、地下浸透放流する水質がBOD10mg/L以下、全窒素10mg/L以下であること。
- 2 地下浸透放流に係る装置については、放流水の流入量（雨水も合わせて浸透させる場合は雨水の流入量も含む）及び土壤の浸透能力を勘案し、放流水が停滞しない浸透能力を有する装置であること。
- 3 単独処理浄化槽（石灰岩地域における単独処理浄化槽を除く。）にあっては、昭和55年建設省告示第1292号第5の構造に準ずる地下浸透処理装置を設置すること。
- 4 浸透放流する箇所の周辺約30mの範囲内に飲用井戸がある場合は、必要に応じて浸透放流する箇所を離すなどの地下浸透水の拡散防止対策を講じること。